

体制届添付書類一覧表

令和6年4月改正版
盛岡市介護保険課

12 訪問入浴／62 介護予防訪問入浴

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	—
割引	2 あり	別紙5	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	□
高齢者虐待防止推進実施の有無	1 減算型 2 基準型(新規)		添付書類なし	—
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置状況が分かる書類 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の実施状況 実施のための担当者	□ □ □ □
特別地域加算	2 あり		添付書類なし 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合算定可能です。盛岡市内において、対象地域はありません。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	2 該当		添付書類なし (盛岡市全域が豪雪地域であるため、市内に所在する事業所においては本要件を必ず満たします。) ※中山間地域等における小規模事業所加算を算定するためには、「規模に関する状況」の要件を合わせて満たす必要があります。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	2 該当		前年度(3月を除く)又は直近の3か月(前年度の実績が6か月に満たない事業所等の場合)の一月あたりの平均延訪問回数が確認できる資料 【訪問入浴介護 平均延訪問回数が20回以下/月】 【介護予防訪問入浴介護 平均延訪問回数が5回以下/月】	□
認知症専門ケア加算	2 加算 I	別紙12	認知症専門ケア加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活自立度ランクⅢ以上の入所者の割合が確認できる資料 2. 従業員の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 3. 認知症介護に係る専門的な研修の終了証の写し 4. 従業員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていることが確認できる書類	□ △ △ △ △
	3 加算 II	別紙12	認知症専門ケア加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活自立度ランクⅢ以上の入所者の割合が確認できる資料 2. 従業員の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 3. 認知症介護に係る専門的な研修の終了証の写し 4. 従業員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていることが確認できる書類 5. 従事者ごとの認知症ケアに関する個別計画及び研修の実施が確認できる書類又は研修計画 6. 認知症介護の指導に係る専門的な研修の終了証の写し	□ △ △ △ △ △ △
看取り連携体制加算		別紙13	看取り連携体制加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していることが確認できる書類 2. 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていることが確認できる書類 3. 看取りに関する職員研修を行っていることが確認できる書類 4. 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っていることが確認できる書類	□ △ △ △ △

12 訪問入浴／62 介護予防訪問入浴

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
サービス提供体制強化加算	4 加算Ⅰ	別紙14	<p>サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p> <p>次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。</p> <p>〔研修等に関する状況〕</p> <p>1. 訪問入浴介護従業者ごとの研修計画 2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画, 議事録等) 3. 訪問入浴介護従業者に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類</p> <p>〔介護職員等の状況〕</p> <p>1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については, 届出日の属する月の前3か月分)</p> <p>2. 介護福祉士の資格証の写し 3. 勤続年数を証明する書類 4. 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について, 常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については, 届出日の属する月の前3か月分)</p>	<p>□</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>
	3 加算Ⅱ	別紙14	<p>サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p> <p>次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。</p> <p>〔研修等に関する状況〕</p> <p>1. 訪問入浴介護従業者ごとの研修計画 2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画, 議事録等) 3. 訪問入浴介護従業者に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類</p> <p>〔介護職員等の状況〕</p> <p>1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については, 届出日の属する月の前3か月分)</p> <p>2. 介護福祉士の資格証の写し 4. 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について, 常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については, 届出日の属する月の前3か月分)</p>	<p>□</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>
	5 加算Ⅲ	別紙14	<p>サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p> <p>次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。</p> <p>〔研修等に関する状況〕</p> <p>1. 訪問入浴介護従業者ごとの研修計画 2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画, 議事録等) 3. 訪問入浴介護従業者に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類</p> <p>〔介護職員等の状況〕</p> <p>1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については, 届出日の属する月の前3か月分)</p> <p>2. 介護福祉士の資格証の写し 3. 勤続年数を証明する書類 4. 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について, 常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については, 届出日の属する月の前3か月分)</p>	<p>□</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>※2、3又は4のいずれか一つ</p>
介護職員処遇改善加算・ 介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1 なし 以外		<p>別途、運営法人ごとに処遇改善加算計画書、実績報告書を所定の時期に提出する必要があります。</p> <p>加算を取得する事業所の追加または区分の変更等については、別途処遇改善加算計画の変更届が必要です。</p>	